

入札説明書等配布一覧表

売払いする物件の名称 [使用済み車両]

N o	名 称	部数等
1	入札説明書 (添付様式) ・仕様書等交付申請書 ・一般競争入札参加資格確認申請書 ・一般競争入札に関する質問書 ・入札書 ・委任状	1 部
2	物件売払契約書（書式）及び物件売払契約約款	1 部

(注) 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

以下の書類については、仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部警務部会計課調度係で交付する。

N o	名 称	部数等
1	仕様書 (添付書類) ・使用済み車両売払い一覧 ・現況写真 ・物品受領書（書式） ・業務完了報告書（書式）	1 部

山形県警察本部警務部会計課

入 札 説 明 書

使用済み車両の売払いに係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

契約及び仕様書に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局」という。）

〒990-8577 山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部警務部会計課調度係 電話番号 023-626-0110

メールアドレス ypkaikai#pref.yamagata.jp

※「#」の部分を「@」に置き換えて送信してください。

2 入札参加者の資格

(1) 「地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

(2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 仕様書の交付

本件入札の仕様書の交付については、入札公告の「入札参加者の資格」を有する者は、仕様書交付申請書（別紙様式第1号）を山形県警察本部会計課調度係に提出し交付を受けること。交付された仕様書は、入札日までに山形県警察本部会計課調度係へ返却すること。

なお、仕様書は厳重に管理し、複写等は厳禁とする。

4 入札参加資格の審査等

(1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するための申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を、令和7年9月17日（水）午後5時までに公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第2号）

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定による引取業者及びフロン類回収業者の登録がなされていること並びに解体業の許可を受けていることを証する書類の写し

ウ 再利用を目的とした部品の取り外しを行う場合は、公安委員会から古物営業の許可を受けていることを証する書類の写し

(3) 上記(2)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。電子メールで提出する場合は、PDF形式で送付すること。

(4) 申請書等を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。

なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

(5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

5 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和7年9月25日（木）までに通知する。

6 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和7年9月17日（水）午後5時までに契約担当部局に、競争入札に関する質問書（別紙様式3号）により持参、郵送（書留郵便に限る。）又は、電子メール（PDF形式）で提出すること。

なお、郵送による場合は、上記期限まで契約担当部局に到達しなければならない。

- (2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、山形県警察本部会計課において閲覧に供する。

7 契約金額について

車両は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号）に基づき、再資源化預託金を預託済みである。

契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加えた額を契約金額とする。

8 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。

入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する物件等の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。

- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

9 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書（別紙様式第4号）による。

- (2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める。（書留郵便に限る。）

- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「物件の名称」を記載すること。

- (4) 入札書を郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。

なお、令和7年10月1日（水）午後5時までに契約担当部局に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。

- (5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第5号）を作成し提出すること。

- (6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。

また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。

- (7) 入札価格には、役務の遂行に必要な打合せ等の付随業務に係る旅費、日当、使用料、輸送費、引渡し時の車両移動費用、登録及び関税等通常の取引において必要とされる一切の諸経費を含む総額とする。

10 開札

- (1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

11 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき 2 通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

12 再度入札

予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

13 落札者の決定方法

- (1) 規則第120条第1項の規定により作成された公告2の(1)の予定価格を上回り、最高価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行なった者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

14 その他

- (1) 本件入札への参加にあたり、車両を確認する必要がある場合は、事前に契約担当部局まで連絡のうえ日時を調整し、当該担当部局の職員立会いのもと確認を行なうこととし、また、その期間は入札期日の前日までとする。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

- (3) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (4) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (5) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (6) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (7) 本件契約の条項は、規則の規定による物件売払契約約款（昭和39年8月県告示第707号。）による。
- (8) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

様式第 1 号（仕様書等交付申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

仕様書等交付申請書

下記物件の売払いに係る仕様書等について交付して頂きたいと申請します。
なお、交付された仕様書は厳重に管理し、複写等を行わず、入札日までに担当部局に返却することを誓約します。

記

- 1 物件売払いの入札公告日及び名称
- （1）入 札 公 告 日 令和 7 年 9 月 4 日
- （2）名 称 使用済み車両の売払い

※登録番号	※確認印 (返却日)
	()

※申請者は記入しないでください。

令和 年 月 日 標記入札に係る仕様書の交付を受けました。

氏 名

様式第 2 号（一般競争入札参加資格確認申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

一般競争入札参加資格確認申請書

下記物件の売払いに係る入札参加資格について確認されたく申請します。
なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 物件売払いの入札公告日及び名称
- (1) 入 札 公 告 日 令和 7 年 9 月 4 日
- (2) 名 称 使用済み車両の売払い
- 2 添付書類
- (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定による引取業者及びフロン類回収業者の登録がなされていること並びに解体業の許可を受けていることを証する書類の写し
- (2) 再利用を目的とした部品の取り外しを行う場合は、公安委員会から古物営業の許可を受けていることを証する書類の写し

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第3号（一般競争入札に関する質問書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

一 般 競 争 入 札 に 関 す る 質 問 書

下記物件売却に係る仕様書等について、下記のとおり質問します。

記

- 1 物件売払いの入札公告日及び名称
- (1) 入 札 公 告 日 令和7年9月4日
- (2) 名 称 使用済み車両の売払い

2 質問事項等

様式第4号（入札書）

入札書	
令和 年 月 日	
山形県知事 吉村 美栄子 殿	
入札者 住所又は所在地 ^{※1} 氏名又は名称及び代表者名 (印)	
〔 代理人氏名 ^{※2} (印) 〕	
山形県財務規則及び本件契約の条項により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。 記	
入札金額	¥ 円
入札保証金額	免除
名称及び規格	使用済み車両の売払い （規格は仕様書のとおり）
数量	車両 25 台(四輪車 24 台、二輪車 1 台)
物件引渡場所	天童市大字荒谷字下川原 514-137 山形県警察本部荒谷分庁舎敷地内以下3箇所
履行期間 又は履行期限	引取期限 契約金額完納後1ヶ月以内 業務完了期限 令和8年3月6日
摘要	契約金額納入期限 契約締結後15日以内 売払い条件は仕様書のとおり

※1 入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。（代理人が入札する場合であっても、記載すること。その場合、押印は不要。）

※2 代理人が入札する場合は、※1の記載に加え、〔 〕欄に記名・押印のうえ入札すること。

様式第5号（委任状）

委 任 状

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名



私は _____ を代理人と定め、下記の権限を
(使用印鑑 _____)

委任します。

記

- 1 使用済み車両の売払いに関する一切の件

2 委 任 期 間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで